

千曲市議会告示第2号

千曲市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

千曲会議長 金 井 文 彦

千曲市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

千曲市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年千曲市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

」を

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

」に

改める。

様式第10号及び様式第16号中

2 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

」を

「
2 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

」に

改める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

